

平成 29 年第 3 回定例会 総務常任委員会記録

開 催 日 時	平成 29 年 9 月 11 日 午後 1 時 0 2 分～ 平成 29 年 9 月 11 日 午後 3 時 3 2 分	召集場所	第 3 委員会室
付 託 事 件	議案第 68 号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について 議案第 69 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第 70 号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について 議案第 73 号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について 議案第 74 号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号） 議案第 77 号 平成 29 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）		
出 席 委 員	菊池 純一	加藤 美香	信宮 徹也
	河野 清一	井関 陽一	宇都宮 明宏
	森川 一義		
説明員	総務企画部長 宗 正弘	総務課長 宇都宮 裕	財政課長 山住 哲司
	情報推進課長 宇都宮明彦	まちづくり推進課長 和氣岩男	教育部長 松川 伸二
	教育総務課長 沖村 智	経済振興課長 上口 等	明浜教育課長 佐藤 俊治
	文化体育振興課長土居眞二	消防長 西川 伝	消防総務課長 佐藤 克也
	防災課長 樫本 高明		
傍聴者	なし		
加藤副委員長 菊池委員長 加藤副委員長 宗総務企画部長 菊池委員長 菊池委員長 宇都宮裕総務課長 菊池委員長		開会宣告を行う。 （開会 午前 9 時 00 分） 挨拶を行う。 宗総務企画部長に挨拶を促す。 挨拶を行う。 議案審査に入る旨を告げる。 【総務企画部】 【総務課所管】 議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）総務課所管分について、説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。	

	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 75 号平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）総務課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（13：11～13：13） 再開を告げる。 【財政課所管】 議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）財政課所管分について、説明を求める。 山住課長 資料により説明を行う。 菊池委員長 質疑を諮る。 井関委員 ここ 5 年ぐらいでいいんですが、財政調整基金の動きを教えてもらったらと思います。 山住課長 暫時休憩をお願いします。 菊池委員長 暫時休憩を告げる。（13：21～13：25） 再開を告げる。 山住課長 ただいまの井関議員の質問にお答えをさせていただきます。 平成 26 年度以降の期末残高になりますが、財政調整基金、平成 26 年度期末で 36 億 8,427 万円。平成 27 年度の期末におきましては 43 億 687 万円。平成 28 年度期末におきましては 48 億 3,092 万円。以上となっております。 井関委員 今の、算定外になっていって今からどんどんと交付税が減ってきた中で、この財調が減ってくることが予測されておるんですけども、大体平成 31 年に完全に合併特例債がなくなってから後の、この財調の動きはどのように予測されているのか、お聞かせ願いたいと思います。 山住課長 平成 31 年度の合併特例期限の満了に伴いまして、それから以降におきましては、当然、有利な財源、合併特例債を借り入れることはできなくなりますので、それと相当の事業を行うためには財政調整基金なりその他の目的基金を充当して実施をしていく必要がございます。 今後におきましても、まだ大型事業が幾つか続いておりますし、今年度におきましても今のところ一般財源で対応しなければならない事業も継続的に控えております。したがって、これから、まだ概算ではございますけれども、毎年 4 億から 5 億程度は財政調整基金を少なくとも投入していかざるを得ないのではないかというふうに考えております。 井関委員 この財政調整基金をある程度蓄えておかないと、なかなかこういう不意な事業が起こったようなときに大変になってくると思うんですけども、これを、
--	--

山住課長	ただ減っていくだけではなくて、それを減らないようにするために、どこかを財政を切り詰めていかなければならないと思うんですが、その一番切り詰めていこうとされているところは、今後どういうふうを考えられていますか。 今後のいわゆる全体的な予算規模自体が圧縮していくのに、当然建設事業等についてはまた精査の上、事業量は縮小していく必要もございますが、それと併せまして、それ以外の物件費でありますとか事務的な物件費であるとか、そういったものにつきましても、いわゆる改善できるものは改善をして経費がよりかからないような方法をとっていくということが必要になってきょうかと思います。 併せて、現在の人件費、職員数につきましても、今後見直しをしていきまして、人件費の抑制もまたさらにしていく必要があろうかというふうに考えております。
菊池委員長	その他ございませんか。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 75 号平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）財政課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（13：30～13：32） 再開を告げる。
宇都宮情報推進課長 菊池委員長	【情報推進課所管】 議案第 75 号、平成 29 年度西予市一般会計補正予算第 4 号の情報推進課所管分について説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 75 号平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）情報推進課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（13：35～13：37） 再開を告げる。
菊池委員長	【まちづくり推進課所管】 議案第 75 号、平成 29 年度西予市一般会計補正予算第 4 号のうち、まちづくり推進課所管分について説明を求めます。

和氣まちづくり推進課長	資料により説明を行う。
菊池委員長	質疑を諮る。
森川委員	13 ページの 100 万円、地域おこし協力隊事業ですが、喫茶店『春名』の後と いうことですが、前の備品はそのまま使えなかったのでしょうか。また、お 客さんが少ないと思うのですが、途中でやめた場合どうなるのでしょうか。 100 万円は返されるというわけでしょうか。
和氣まちづくり推進課長	ただいま森川議員のご質問のありました、『喫茶春名』の備品の関係が 1 点で ございますが、ご存じのとおり、重伝建地区にありました『喫茶春名』は営 業を終了してもう十数年以上たちまして、中身の備品等はかなり古い状況で ございまして、それにも併せまして、内部等の傷みも、かなり古くなって傷 みも激しい状態です。ですので、今回新たに、備品等につきましてはこの事 業において新たに入れさせていただくような予算計上をいたしております。 それからもう 1 点、途中でやめた場合、どうなるかというご質問でございま したが、これもこの補助事業の要綱等にありまして、5 年以内にやめた場合 につきましては補助金の返還という方向も要綱上記されておりますので、そ の要綱に合わせて推進していきたいと思っております。
河野委員	以上、答弁とさせていただきます。
和氣まちづくり推進課長	同じ目ですけれども、集会所整備事業、267 万 3,000 円ですけど、4 カ所、4 地域での整備と言われましたが、その地域名を教えてくださいと思います。
和氣まちづくり推進課長	ただいま河野議員の質問にありました集会所整備事業での予算の 4 カ所とい うご質問でございます。1 カ所は宇和地区の小野田地区でございます。それ からあとは、野村になりますが、古市集落と中筋の小滝それから惣川の天神、 この 4 カ所となっております。
加藤副委員長	以上答弁とさせていただきます。
和氣まちづくり推進課長	13 ページの先ほどありました集会所改修事業の補助金のところなんですけ れども、補助の対象にならない地区もあるとありましたが、どういう場合が 補助の対象にならないのでしょうか。ちょっと具体的に教えていただきたい んですが。
和氣まちづくり推進課長	ただいま加藤議員のご質問にありました集会所整備事業でございますが、補 助対象とならないという意味合いではなくて、今回予算の、当初予算の分で はみ出した分については、喫緊に終了しないといけないものにつきまして今 回 4 カ所挙げさせてもらいました。当然、その他にまだ積み残しの分がござ います。この分につきましては、先ほど言いましたように、急ぎではない分 でございますので、また来年度の当初予算のほうに要望を考えたいと思って

菊池委員長 菊池委員長	いるところでございます。 以上、答弁とさせていただきます。 副委員長、ちょっと席を移動させてもらいます。 同じくこの集会所整備事業についてお尋ねしますが、これ当初予算が700万で、34地域からそういう要請があったと。これ多分かなり毎年いろいろ要請が多いと思うんですよ。ですから、当初予算では多分対応できてない年がもう毎年じゃないかなというようには推察するんですけど、この申請があった中から多分優先順位を付けて対応していると思うんですけど、その優先順位の付け方いうのをちょっと教えていただけますでしょうか。
和氣まちづくり推進課長	ただいま菊池委員のご質問で、当初予算で対応できなかった部分がかかなりあるということでの質問がございました。この集会所整備事業、実はこれ、今年度で2年目となります。といいますのも、当初は誇れる地域づくり事業として集会所整備のほうを行っていたわけなんですけれども、その誇れる地域づくり事業の予算を地域づくり交付金の中に一括して入れておりました。でも、この集会所整備事業につきまして、かなりやっぱり地元のほうから要望が多いということで、別に去年から外して事業費を別枠で作りました。去年も同じ事業費で行ったわけなんですけれども、昨年につきましては、ちょうど同じような集会所の整備費の申請であって積み残しがないままで昨年は終わっている状況でございまして、今年はまだこの予算の中では、特に多かったのが野村地区の事業が多くございました。といいますのも、ご存じのとおり、今年、国体の民泊の関係がありまして、せっかくいろんな所からお客さまを迎えるに当たって、きれいに整備した中でお客さまを迎えたいということで、野村地区から特に整備費の改修のほうが多かったことで出てきております。 優先順位というのは、今のところ緊急性を要するものという形で拾い出しまして、その分につきましてはもう全て、これまで昨年と今年と拾い上げるような状況で拾い上げております。 以上、答弁とさせていただきます。
菊池委員長 和氣まちづくり推進課長	その緊急性があるというので、ちょっと具体的にどういう、例えば雨漏りがするとか、畳がもうぼろぼろで替えないといかんとかいろいろあると思うんですよ、要請は。そういう中で、具体的でちょっと教えていただきたいと思うんですけど。 ただいま菊池委員の質問がありました緊急性を要する理由の部分ということでございまして、4件の改修部分につきましては、外壁の塗装、それから屋根の瓦葺き替え、それから雨どい修繕などが主なものでございます。現時点

菊池委員長	で雨漏りが発生する案件もございまして、緊急性があるものと判断いたしまして、この分を入れております。壊れてから直すのではなく、保全をいたしまして長期に計画的に修繕できるという形で採択をさしてもらっております。 以上、答弁とさせていただきます。 分かりました。そうしたら、これ申請があったら、現場調査というか現状調査にももちろん担当者が行って、そういうことを集めてここを 1 番、2 番、3 番というふうにやっておるということですね。必ず現場確認は行っているかどうか、ということだけちょっとお答えください。
和氣まちづくり推進課長	ただいま菊池委員の質問であります、現場確認いたしております。件数が多いので、軽微なものにつきましては、申請書に写真も全部添付してもらいまして組長さんからのご意見をいただいております、判断がつかないものについて現地に入って調査しておるところでございます。
菊池委員長	分かりました。では、席に戻ります。
井関委員	以上、他にございませんでしょうか。 この城川の、わがまちは美しく事業ですが、基金がなくなるまでということで動いていたと思うんですけども、ここでこうやって補正予算の中で補正をかけて、その年度までになくなるような方向で動くということで今回補正を組まれたんでしょうか。
和氣まちづくり推進課長	ただいま井関議員の『わがむらは美しく』推進事業の基金の関係でございます。質問のありましたように、年度内で基金が枯渇するということの中で、今回は特にその維持、基金のお金もございまして、維持する側の職員、それから地域の方が高齢者でなかなか継続が難しいということでございましたので、ちょうど基金は 30 年度に枯渇いたします。今回の予算におきまして、花壇の一部分を集約いたしまして、管理がしやすい部分、今のところ芝桜とかそういうようなものを植えて、雑草を管理しやすいオーバーシードとか、黒の雑草が生えないビニール等の保護を行いまして、その分でお管理がしやすいような方向にいたしまして、基金に頼らない、当然もう基金がなくなりますので、基金に頼らなくて少しでも一般財源の持ち出しが少なくなるような形で今回の予算の計上とさせていただきます。 以上、答弁とさせていただきます。
井関委員	これ、城川の部分、形の中ではそうやって終わっていくとは思いますが、将来的には全体的な流れの中で動かしていかなければ、考えなければならぬ事業じゃないかなと思うんですけども、各地域にいろいろな花壇がありまして、それを管理されていると思うんですけども、今後、全体的な西予

宗総務企画部長	市全体の花壇の管理を考えたときに、新たな基金体制をとるのか、ずっと毎年の予算化をしていくのか、その辺はどのように考えておられますか。 ただいまのご質問の、新たな基金を設置して管理していくかというご質問ですけれども、新たな基金を設置する計画は今のところございません。したがって、管理の方法としては一般会計で管理をしていかないといけませんけれども、その内容につきましては、できるだけ維持管理経費が抑えられるような形で今後取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。 もちろん、今まで管理をしていただいている地元の団体であったりグループであったり、そういった所で管理をしていただいている方につきましては、これからもできるだけご協力いただいて、地元の管理体制で維持をしていただくというふうなことも考えていきたいと思ひますし、花木等もたくさんあるかと思ひますけれども、そういったものは市独自の管理というふうなことになるのかなというふうに今のところ想定をしております。以上です。
井関委員	西予市全体を考えたときに各団体がおられると思うんですけども、城川だけでなく、野村なら野村で若葉会とか老人クラブとかの方々がおられると思うんですが、西予市全体で運営ができていくような一般予算化をされてやっていくべきじゃないかなと思ひますので、その辺を含めて、あまり見苦しくないような花壇の運営をしていってほしいと思ひます。
菊池委員長	他にございませんでしょうか。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 75 号平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）まちづくり推進課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（13：57～14：06） 再開を告げる。
松川教育部長 菊池委員長 沖村教育総務課長	【教育部】 【教育総務課】 挨拶を行う。 議案第 68 号 西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について、説明を求める。 資料により説明を行う。

菊池委員長	質疑を諮る。
井関委員	大野ケ原の宿舎ですが、戸数5戸となっておりますけども、実際に今住まわれている方は何名利用されているのでしょうか。
沖村教育総務課長	5戸のうち3戸が今入居されております。冬場にお一人新たに入居される方がいらっしゃいます。
信宮委員	昨年、市民と議員との意見交換会を三瓶の周木で行った際に、そのときに、周木にも教員住宅があると思うんですけど、そこの教員住宅に入居したいという住民の方がいらっしゃいましたが、以前、こういう条例があるために、教員じゃないために入居ができない、でもずっと空き家状態が続いていたということで、何とかしてくれというふうに何年も言っているんだがという意見を住民の方からいただいたんですけども、この条例改正によって住める住宅には住めるようになると思うんですけど、その三瓶の教員住宅の今後を分かったら教えていただけますか。
沖村教育総務課長	三瓶には周木の教職員住宅それから校長住宅それから二及教職員宿舎があります。6月の定例会のときに上程させていただきました周木のこの2件については、現在売却の手続きを取っております。そして今回、二及の住宅がございすけれども、この件に関しては、今後新たな活用方法を目指して今回調整をさせていただいている中の一つでございす。
菊池委員長	他に質疑はありますか。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第68号、西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(14:15~14:17) 再開を告げる。
菊池委員長	続きまして、議案第77号、平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)について説明を求める。
沖村教育総務課長	資料により説明を行う。
菊池委員長	質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第77号、平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(14:22~14:22)

菊池委員長	再開を告げる。
沖村教育総務課長	続きまして、議案第 75 号、平成 29 年度西予市一般会計補正予算第 4 号のうち教育総務課所管分について説明を求める。
菊池委員長	資料により説明を行う。
井関委員	質疑を諮る。
沖村教育総務課長	野村小学校の防球ネットですけども、体育館側からも道路までの延長が 52.5 メーターあるということです、全ての所に高さ 8 メーターになるように設置するということでしょうか。
井関委員	現在フェンスが 3 メートルございますので、その上に 5 メートルということで、あの延長上に柱を何本か付けながら備えるようにしております。
沖村教育総務課長	5 ページのほうで給食センターの債務負担行為 2 台分ということでございましたが、稼働を始めると、もうその時点から城川の給食も一緒に配送するということになるんですかね。
菊池委員長	はい、その予定にしております。
	他によろしいでしょうか。
	質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。
	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
	挙手全員により、議案第 75 号平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）教育総務課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
	暫時休憩を告げる。（14：33～14：37）
菊池委員長	再開を告げる。
	まず最初に、先ほどの、まちづくり推進課の補正予算説明での答弁の修正が来ておりますので、ここで読ませていただきます。
	先ほど森川議員から質問のありました、せいよ地域おこし協力隊起業支援補助金の事業を取りやめた場合の補助金の取り扱いはどうなるのかとの質問に対して、5 年間以内に事業を取りやめた場合は補助金の返還の対象となるというふうに答弁をいたしました、3 年以内の誤りでございます。3 年以内が正解です。訂正して報告させていただきます。総務企画部まちづくり推進課課長和氣岩男さんのほうから来ておりますので、よろしく願いいたします。
菊池委員長	では、続きまして審査に移ります。
	議案第 69 号、西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について説明を求める。
土居文化体育振興課長	資料により説明を行う。
菊池委員長	質疑を諮る。

井関委員	移転によってそこが駐車場になるというのはよく分かるんですけども、ここはグラウンドとしての利用はどのようになっていたんでしょうか。
佐藤明浜教育課長	現在の高山小グラウンドの利用状況のことでしょうか。社会体育施設としては位置付けられておりますが、あまり活用がなくて、ソフトリーグとかの使用も現在ございません。以上です。
菊池委員長	その他ございますでしょうか。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 69 号、西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(14 : 41~14 : 42) 再開を告げる。
菊池委員長	続きまして、議案第 70 号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定についての説明を求める。
土居文化体育振興課長	この議案につきましては、西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第 3 条の規定により、事務を補助執行させております産業建設部経済振興課から提案理由のご説明を申し上げます。
上口経済振興課長	資料により説明を行う。
菊池委員長	質疑を諮る。
信宮委員	写真を送っていただいておりますが、第 2 駐車場がとてもきれいになって、車で入るのも何か悪いぐらいきれいな駐車場なんですけれども、以前の駐車場と比べて、駐車スペースが今回 7 台ということで、何台ぐらい減ったのかということと、僕も現場を見てみたら、トイレの奥のほうには車止めがありまして、ここに車を止めたらいいいんだなということは分かるんですけど、これは、前のほうにも止めれるようになってるのかという、前のほうにも止めれるから 7 台なのかということと、あと夜間、トイレが施錠されているように思うんですけど、施錠をしなきゃいけないのかということをお伺いいたします。
上口経済振興課長	まず、駐車場の台数につきましての施工前と施工後のご質問ですが、施工前には 18 台の駐車スペースがございました。そのうち 10 台が月決めで定期的利用者、そして残る 8 台を一般駐車場として利用をしておりました。施工後につきましては 7 台ということで、1 台一般利用の分減っております。平成 27 年度の設計段階におきまして一般利用客との調査等も行いまして、十分対応できるということから 7 台の無料スペースということで 28 年度に工事をさせていただきました。

菊池委員長	暫時休憩を告げる。(14 : 48～14 : 50) 再開を告げる。
菊池委員長	答弁をお願いします。
上口経済振興課長	信宮議員のご質問にお答えをいたします。 まず駐車台数のことですが、駐車場の奥側のところに6台の駐車スペース、そして入り口となります、ちょうどトイレの前の部分に身障者用の駐車スペースで1台ということで、合計7台の駐車スペースを準備させていただいております。 また、市道沿いのところにもスペースはございますが、こちらには防火水槽を下に置いている関係上、車のほうは止められないような形とさせていただいております。 続きまして、施錠についてのご質問にお答えをいたします。 現在、防犯上の都合から、現在は、夜間につきましては施錠をさせていただいております。日中は8時半からおおむね5時 30 分ぐらいまで鍵のほうは開けて利用していただけるようになっております。 以上、お答えとさせていただきます。
信宮委員	確認なんですけど、開いておるのが朝8時半からで、夕方5時何分、5時半というのは、なんかちょっと短いように思うんですけど。僕もこの数日前に、トイレに行こうかなと思ったのもう閉まっておったので、ああ、ここは夜閉まるんやなと思っておったんですけど。夜の5時半というのはちょっと短いような感じがするんですけど、いかがでしょうか。
上口経済振興課長	現在は、夜間は先ほど申し上げました時間に施錠させていただいております。今後、委託業者が決定いたしましたら、その施錠時間についても十分協議をさせていただきたいと思います。 以上、答弁とさせていただきます。
井関委員	先ほど説明の中に、月決めの台数が先ほど言われたと思うんですが、その方々は駐車場をどういうふうにされたんですか。
上口経済振興課長	月決めでの利用客につきましては、周辺に駐車場が増えてきたことからご相談させていただきまして、問題なく変更をいただきました。 以上、お答えとさせていただきます。
森川委員	設計監理は、全然知らない、よその会社みたいなんですけど、地元の会社で十分できたと思います。西予市の悪いところは、他の業者に、市外の業者に任ず点が多い点だと思っています。市外に発注したり委託する仕事が多い感じがしますので、何かいい方法があったら、また考えてもらったらと思います。
上口経済振興課長	今回のこの事業につきましては、卯之町「はちのじ」まちづくり構想事業の

菊池委員長	中で一つの工事として進められております。この設計につきましては、平成 27 年度に簡易公募型のプロポーザルを取りまして設計をさせていただきました。この設計業者がプロポーザルに申請をされましたのが 1 社だけということで、こちらは市外の業者だったんですけれども、その 1 社だけだったものですから、提案をいただきまして選定委員会のほうで選定したという流れとなっております。 以上、お答えとさせていただきます。 他にございませんでしょうか。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 70 号、西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(14 : 55～14 : 56) 再開を告げる。
菊池委員長 土居文化体育振興課長 菊池委員長	続きまして、議案第 75 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）のうち文化体育振興課所管分について説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 75 号平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）文化体育振興課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(14 : 58～15 : 01) 再開を告げる。
菊池委員長 西川消防長 菊池委員長 佐藤消防総務課長	【消防本部】 【消防総務課】 これより消防本部所管分について審査に入る。西川消防長にあいさつを促す。挨拶を行う。 議案第 73 号、西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について説明を求める。 議案第 73 号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第 74 号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、非常に関連深いものでございますので、併せてご審

菊池委員長	議をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
佐藤消防総務課長	よろしいです、それをお願いします。
菊池委員長	資料により説明を行う。
井関委員	ただいま佐藤課長より 2 議案についての説明を終わりました。 これより質疑を行います。二つの議案に対する質疑をお願いいたします。 昼間の消防力を確保するための活動特化型の機能別消防団員のことなのですが、職員を当てにしてということですが、こういった職員を対象とされているのでしょうか。
佐藤消防総務課長	現在の想定では、支所の職員の有志を集めまして 15 名程度の消防隊を結成しようというふうに考えております。その 15 人の中の既に消防団に加入している方、この方については特別なことはございませんけれども、加入していない方についても、これを機能別消防団員の特化型として任用するという意味合いで、その 15 人全員が消防団活動として昼間の活動をしていただくという想定でございます。
井関委員	今、15 名ということでしたが、ここに書いてある資料では 30 名となつとると思うんですけども、その 30 名の確保が、ぱっと考えたときに、職員でできるのかなと私も思いましたので質問したんですが、その辺はどう。
佐藤消防総務課長	30 名の内訳についてなんですけれども、現在、野村であるとか宇和につきましては常備消防がございまして、いち早く現場に駆け付けることができると考えておりますが、城川、明浜においては常備消防の消防隊がございません。ですので、この明浜、城川について、まずはこの機能別消防団員の特化型を創設しようというものでございます。
井関委員	ここに 30 って書いてある、この 30 という数字が確保できるのかなという点はどうですか。
佐藤消防総務課長	30 人の確保は、ほぼもう既に想定済みです。
河野委員	城川と明浜で 30 名と考えていいんでしょうか。
佐藤消防総務課長	城川と明浜で 30 人の予定でございます。
河野委員	団員の定数についてですけれども、143 名減の 1,752 名。実団員数からすると妥当なところかなと思うんですけども、部の合併といいますか、団員の確保も含めて、そこら辺の考え、将来的にどうなんでしょうか。
佐藤消防総務課長	今回、条例定数を改正するに当たりまして、10 年後の人口推計を基に各部、各分団ごとの人口推計を提示をいたしております。そして、今後 10 年間程度はこの定数を守れる定数にさせていただきたいということで、私どもが示した数字を地元の方々に賛同をいただいたというところでございます。特に、

	一部地域では実団員数を上回る方面隊もございますが、実団員数がもしどうしても確保できないという場合の方策といたしまして、機能別消防団員の地域型の団員を設定しておりまして、この機能別消防団、地域型の制度を活用していただいて、何とかこの 10 年間程度はこの定数を維持していきたいというふうに考えております。 以上です。
菊池委員長	その他ありませんか。
井関委員	これはトータルとしましては143名減になるということで、事業組合のほう、積み立てとかされる退職金等々があると思うんですが、それらはこの143名減ることによってかなりの金額が変わるんですか。
佐藤消防総務課長	143人分の積み立てはしなくていいことになりますので、143人分で掛ける約2万円ほどの減額が見込めます。
菊池委員長	よろしいでしょうか。では、以上で質疑を終結といたします。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 まず、議案第73号、西予市消防団条例の一部を改正する条例制定については、挙手全員により、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 続きましてもう一議案を採決いたします。議案第74号、西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、挙手全員により、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(15:18～15:25) 再開を告げる。
菊池委員長	議案第75号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)消防総務課所管分についての説明を求める。
佐藤消防総務課長	資料により説明を行う。 質疑を諮る。
河野委員	常備消防施設整備でドクターヘリの3ヶ所の注意書きと言われましたが、もっとランデブーポイントあるうかと思うんですけど、他の所はもう既に設置されておることでもいいんでしょうか。
樫本防災課長	その件についてお答えをいたします。 今回整備しますのは3ヶ所でございますが、現在ランデブーポイントとしては23カ所登録をしております。そこにつきましては、注意喚起の看板は惣川ヘリポート、ここに1ヶ所のみ設置をしております。それ以外の所については設置をしておりません。 使用状況であるとかその看板の必要性、そしてまた管理者からの要望等を取

菊池委員長	りまとめまして、消防本部が必要であると判断した３カ所のみに設置する予定でございます。 以上です。 その他ございますか。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 75 号平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）
菊池委員長	消防総務課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 これを持ちまして、本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了しました。
加藤副委員長	これにて閉会をいたします。 以上で、平成 29 年第 3 回定例会総務常任委員会を閉会いたします。ご起立ください。礼。 お疲れさまでした。 閉会宣言 (閉会：午後 3 時 3 2 分)